

令和7年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月27日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

11番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番 野谷 和雄 3番 関山 美智子

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は協議事項が2件ございますので、よろしくご支援のほどお願いします。

それでは令和7年度、第11回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、1番野谷副会長、3番関山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する際は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

なお、今回、相続により所有権を取得された農地は、農業委員会によるあっせん等の希望がなく資料に地図を添付しておりませんが、農地の場所は、二宮町消防署の東側の位置にある土地で、二宮地区内の1筆となっており、相手方への届出の受理通知書については1月19日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第4条及び第5条の転用をいずれも受理しております。

はじめに第4条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは先ほどの報告事項（1）で相続の届出があった二宮町消防署の東側の位置にある二宮地区内の土地で、倉庫として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については1月19日付で発行しております。

— 報告事項（３）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第５条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図２をご覧ください。

こちらは二宮町立体育館の北東側の位置にある山西地区内の土地で、庭敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については１月２６日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第１０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

なお、本案件のＮｏ．１からＮｏ．４については 委員に係る案件であることから別々に諮らせていただきます。

それでは農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限の規定により、審議前に委員に退席を求めます。

— 委員退席 —

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第１０号Ｎｏ．１からＮｏ．４朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について、井上委員、よろしくをお願いします。

【委員】

Ｎｏ．１からＮｏ．４について報告いたします。

１２月１１日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員３名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の御堂ノ上に位置する農業振興地域及び農用地区域の農地３筆で、面積の合計は１，１７３㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて

聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われ
ます。
以上です

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第10号のNo. 1からNo. 4について補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第10号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 1からNo. 3については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから12ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

続いてNo. 4については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、13ページから17ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を18ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われ
ます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断すること
となっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案のNo. 1からNo. 4について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求め
ます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。
それでは 委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員、議案第1号のNo. 1からNo. 4については「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きましてNo. 5からNo. 6について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第10号No. 5からNo. 6朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川匂地区の報告について、野谷副会長、よろしくをお願いします。

【委員】

No. 5からNo. 6について報告いたします。

12月9日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川匂地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川匂の宮ノ前に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,165㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われま

す。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第10号のNo. 5からNo. 6について補足説明いたします。

こちらも中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第10号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 5については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、19ページから22ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

続いてNo. 6については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、23ページから27ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を28ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていること

が確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案のNo. 5からNo. 6について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

続きまして、議案第11号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第11号関係資料をご覧ください。

この指針は農業委員等が農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたってその指標や推進方法を定めるもので、農業委員会等に関する法律第7条で策定が定められており、令和5年3月に策定したものです。農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことになっています。

こちらの資料につきましては事前に委員の皆様にお示しをさせていただき、ご意見をお伺いしておりましたが、ご意見等はございませんでしたので、お示しした内容のとおりまとめさせていただきましたので、改めてご説明させていただきます。

はじめに、1ページの第1「基本的な考え方」では、二宮町の状況等を記載しております。

続きまして2ページの第2「具体的な目標、推進方法及び評価方法」でございますが、ここでは、それぞれの項目の目標、推進方法、評価方法を記載しております。

なお、目標を示した表では、現状の数値に年間の目標値を積み上げていき、3年後・10年後の目標を示しております。

最初に1「遊休農地の発生防止・解消について」でございます。

(1)「遊休農地の解消目標」の年間の解消面積は、1年あたり0.7haとしております。

(2)「遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」では、農地パトロールや利用意向調査などについて記載しております。

3ページの(3)「遊休農地の発生防止・解消の評価方法」では、遊休農地の割合によって評価することとしています。

続きまして、2「担い手への農地利用の集積・集約化について」でございます。

(1)「担い手への農地利用集積目標」の年間の集積面積目標は、1年あたり1.32haとしております。

参考で記載している「担い手の育成・確保」の表では、農林業センサスの結果などを基に記載しております。

4ページの(2)「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」では、地域計画や中間管理機構との連携、利用権設定について記載しております。

(3)「担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法」は、農地の集積率により評価することとしています。

続きまして、5ページの3「新規参入の促進について」でございます。

(1)「新規参入の促進目標」の現状の数値は、令和元年度から令和6年度までの新規参入経営体数を記載し、3年後・10年後の目標では年間3名の新規参入者を見込んだ数値を記載しております。

(2)「新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」では、相談会などの実施を通して新規参入を促すこととしています。

(3)「新規参入の促進の評価方法」は新規参入者数で評価することとしています。

最後に、6ページの第3「地域計画の目標を達成するための役割」では、二宮町が作成する地域計画における農業委員会の役割について記載しております。

本日、ご審議いただいた後、この指針を二宮町のホームページ上で公表いたしたいと考えております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第11号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会